

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第23号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中

「

(所得税額)	
	1円以上
D1	30,000円以下
	30,001円以上
D2	80,000円以下
	80,001円以上
D3	140,000円以下
	140,001円以上
D4	280,000円以下
	280,001円以上
D5	500,000円以下
	500,001円以上
D6	800,000円以下
	800,001円以上
D7	1,160,000円以下
	1,160,001円以上
D8	1,650,000円以下
	1,650,001円以上
D9	2,260,000円以下

「

(所得税額)	
	1円以上
D1	15,000円以下
	15,001円以上
D2	40,000円以下
	40,001円以上
D3	70,000円以下
	70,001円以上
D4	183,000円以下
	183,001円以上
D5	403,000円以下
	403,001円以上
D6	703,000円以下
	703,001円以上
D7	1,078,000円以下
	1,078,001円以上
D8	1,632,000円以下
	1,632,001円以上
D9	2,303,000円以下

を

D10	2,260,001 円以上 3,000,000 円以下
D11	3,000,001 円以上 3,960,000 円以下
D12	3,960,001 円以上 5,030,000 円以下
D13	5,030,001 円以上 6,270,000 円以下
D14	6,270,001 円以上

D10	2,303,001 円以上 3,117,000 円以下
D11	3,117,001 円以上 4,173,000 円以下
D12	4,173,001 円以上 5,334,000 円以下
D13	5,334,001 円以上 6,674,000 円以下
D14	6,674,001 円以上

」

」

「

「

短期入所(1日当 たりの額)	円
	0
	0
	100
	200
	300
	400
	600
	1,000
	1,400
	1,800
	2,300
	2,800
	3,400

短期入所(1日当 たりの額)	円	共同生活介護及 び共同生活援助 (1月当たりの額)
	0	0
	0	0
	100	1,100
	200	1,600
	300	2,200
	400	3,300
	600	4,600
	1,000	7,200
	1,400	10,300
	1,800	13,500
	2,300	17,100
	2,800	21,200
	3,400	25,700

に、

を

に改め、

4,100
4,800
5,500
6,400
措置費の支弁額

4,100	30,600
4,800	35,900
5,500	41,600
6,400	47,800
措置費の支弁額	措置費の支弁額

」

」

同表備考2中「租税特別措置法,」を「租税特別措置法及び」に改め,「及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り,「及び第2項並びに第41条の2」を「から第3項まで,第41条の2,第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

階層区分	定 義	市町村民税額及び所得税額 (年額)による区分	徴収額(月額)	
			入所	通所
A階層	生活保護法による保護又は支援給付を受けている者		円 0	円 0
B階層	A階層を除き、市町村民税を課されていない者		0	0
C階層	A階層及びB階層を除き、所得税を課されていない者	(市町村民税額) C1 均等割のみ	2,200	1,100
		C2 所得割を課されている者 (所得税額)	3,300	1,600
D階層	A階層及びB階層を除き、所得税を課されている者	D1 1円以上	4,500	2,200
		D2 15,000円以下 15,100円以上	6,700	3,300
		D3 40,000円以下 40,001円以上	9,300	4,600
		D4 70,000円以下 70,001円以上	14,500	7,200
		D5 183,000円以下 183,001円以上	20,600	10,300
		D6 403,000円以下 403,001円以上	27,100	13,500
		D7 703,000円以下 703,001円以上	34,300	17,100
		D8 1,078,000円以下 1,078,001円以上	42,500	21,200
		D9 1,632,000円以下 1,632,001円以上	51,400	25,700
		D10 2,303,000円以下 2,303,001円以上	61,200	30,600
		D11 3,117,000円以下 3,117,001円以上	71,900	35,900
		D12 4,173,000円以下 4,173,001円以上	83,300	41,600
		D13 5,334,000円以下 5,334,001円以上	95,600	47,800
		D14 6,674,000円以下 6,674,001円以上	措置費の 支弁額	措置費の 支弁額

別表第3備考2中「租税特別措置法,」を「租税特別措置法及び」に改め,「及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り,「及び第2項並びに第41条の2」を「から第3項まで,第

41条の2, 第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市知的障害者措置費徴収規則の規定は, 平成20年7月分の知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置に要する費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し, 同年6月分までの徴収額については, なお従前の例による。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)